

【論 説】

米国の中南米政策と西半球共同体論

丸 谷 吉 男

目 次

第1節 米国の中南米政策の流れ

- I はじめに
- II 歴史的事件の影響
- III 中南米政策の歴史的潮流
- IV 米国の中南米に対する関心

第2節 西半球共同体論の系譜

- I モンロー主義の意義
- II パン・アメリカ主義の展開
- III 善隣友好政策
- IV リオ条約と米州機構
- V 進歩のための同盟
- VI レーガン政権の中南米政策
- VII おわりに

第1節 米国の中南米政策の流れ

I はじめに

中南米諸国がスペイン、ポルトガルなどからの独立を達成した1800年代初頭から現在にいたるまで、米国の中南米政策は一貫性を欠き、その時々の状況しだいで無視したり、干渉したり、協力したり、対決したりしてきたが、大きな流れとして把えるならば、基調としては中南米を無視し、何か米国の利害に影響を及ぼす事態が生じた際には後見人を装って干渉するというパターンを読み取ることができる。したがって、どの時期のどの政策を取りあげるかによっ

米国の中南米政策と西半球共同体論（丸谷）

て米国の中南米政策の本質についての解釈の相違が生まれている。

セオドア・ルーズベルト大統領はカリブ海を「米国の湖」と呼び、レーガン大統領は中米を「米ソ対決の競技場」と呼んだが、同じ共和党のブッシュ大統領は、中米の混乱は各国の国内要因によるものであると主張してはばからなかった。このような矛盾と混乱が繰り返し生じただけに、中南米の政治、経済の展開を考えるに際して米国の役割を無視することはできない。

米国政府が中南米諸国に関心をもち始めたのは19世紀初頭であり、その後、中南米諸国の政治、経済、安全保障に関与してきたため、各国の独立と安全保障は米国の保護なしには不可能とさえいわれた反面、中南米諸国の独立と経済発展を歪めた元凶は米国であるともいわれている。

「北方の巨人」とよばれる米国と弱小の中南米諸国との間の関係において、気まぐれ、善意、無器用、保護者的態度を特徴とする米国の内政干渉が中南米諸国にとってきわめて重大な影響を及ぼしたことは見逃せない。

したがって、ポスト冷戦期の米国の中南米政策について的確な判断を下すためには、米国と中南米諸国との関係を歴史的にふりかえり、事態の本質を把握しておくことが重要であるが、さまざまな出来事をクロノロジーとして追跡するのではなく、政策当局がいくつかのオプションの中から特定の政策を選択した際の諸要因を検討することが重要となる。たとえば中米諸国における革命について、中南米の学者の多くが国内的要因、経済的要因を重視したにもかかわらず、レーガン政権が米ソ対立という視点からえたのはなぜかということである。

米国の中南米政策には、地域に限定して考えるというアプローチとグローバルな視点に立つアプローチがあり、前者では(1)西半球構想、(2)排他的勢力圏構想、(3)地球経済支配論が切り口となるのに対して、後者では(1)民主主義擁護論、(2)世界戦略論、(3)従属論が切り口となる。また、政策当局者の政治信条、イデオロギー、政策立案過程、国内政治環境の分析が不可欠なことはいうまでもない。

II 歴史的事件の影響

米国と中南米諸国の関係において無視しえない要因は歴史的な事件が中南米諸国の人々に与えた影響の大きさであり、過去の事件や経験が新たな事件の主たる要因になっていることが多いということである。「加害者は自分のしたことを忘れるが、被害者は絶対に忘れない」という人類の歴史の教訓はここでも脈々と生き続いているのである。

それにもかかわらず、アメリカ人は歴史を無視する傾向が強く、自分たちには歴史の責任がないかのようにふるまうことが多く、それが中南米の人々の神経をさかなですることが多かった。歴史的事件の影響力を無視して中南米の問題を考えることは事態の本質を見落すことになる。キューバ危機、アジェンデ政権との対立、ニカラグア革命のいずれをとっても、歴史的背景を無視して論することは不可能である。

中南米諸国の政治、経済の発展に米国が歴史的影響を及ぼしてきたことは明らかであるから、そのような米国の関与の本質を理解しておくことが重要である。中南米の人々の間には、「米国の干渉によって自分たちの政治的、経済的問題の解決が妨げられてきた」という認識が多く、それらは正しくない場合もあるが、問題は中南米の人々がそのように考えているということである。中南米における二大革命といわれるキューバ革命とニカラグア革命に対して米国が最も長期にわたって、激しく干渉してきたことは偶然ではなかったのである。

III 中南米政策の歴史的潮流

米国の中南米政策を歴史的に検討してみると、(1)モンロー主義、(2)干渉主義、(3)善隣友好政策、(4)東西冷戦、(5)共産主義封じ込め政策、(6)安全保障と人権外交、(7)冷戦構造の崩壊に象徴される時代区分を識別することができる。

1823年のモンロー主義の宣言は中南米に対する米国の関心の出発点ともいいうべきものであり、この宣言は中南米諸国の独立と米国を関係づけることとなり、同時に中南米から欧州諸国の植民地主義を排斥するための有力な口実となつた。

米国の中南米政策と西半球共同体論（丸谷）

米国の干渉主義の発端は1898年の米西戦争であり、この戦争により米国は中南米諸国の中見人としての地位を形成し、キューバを保護領にするとともに、カリブ海と中米への干渉に乗り出した。1901年にセオドア・ルーズベルト大統領はモンロー主義への「復帰」を宣言し、中南米に対する欧州諸国の干渉を阻止するための米国の干渉を正当化し、1903年にはパナマの動乱に際して米国が介入し、パナマ運河を支配下におくことに成功した。タフト政権による「ドル外交」は中南米における米国の投資と経済的利益を防衛するための新たな干渉の方式であり、経済的利益を保護するために軍隊を利用するという「砲艦外交」はその後1920年代まで続けられ、米国は中南米諸国との政治、経済への影響力を確保した。

その後、フランクリン・ルーズベルト政権は30年以上続いた中南米諸国との対立関係の変革に乗り出し、米国の軍隊を中南米から撤退させ、不干渉を誓う条約を締結した。「善隣友好政策」として知られたこの政策は米国と中南米の間に新たな、友好的な関係を生み出すことになったが、中南米諸国における民主主義のための改革が促進されることなく、軍事政権と独裁者の存在は中南米の政治形態の特徴として存続することになった。

第2次大戦を連合国側の一員として密接な協力関係を築いた西半球諸国は域内諸国からの軍事的脅威を抑止するために1947年に米州諸国相互援助条約（リオ条約）によって軍事同盟を形成し、1948年には西半球における平和を維持し、政治的、経済的協力を強化するために米州機構（OAS）を設立した。加盟国の中には、共産主義の脅威に対処するためには団結が必要であるというコンセンサスが形成され、やがて米国は西半球のみならず、世界的な反共コミットメントをもつ超大国に変貌していった。

1950年代以降、米国の中南米政策は共産主義革命の阻止を最重要課題とするようになり、1954年にグアテマラの共産主義政権を崩壊させたが、キューバ革命の成功は米国民に衝撃を与え、1961年には米国はピッグス湾侵攻作戦を支援したが失敗に終った。1965年ジョンソン政権はドミニカ共和国に干渉し、同国の左翼勢力を敗退させ、親米政権を誕生させた。1970年代にはニク

米国の中南米政策と西半球共同体論（丸谷）

ソン政権は選挙によって生まれたチリのマルクス主義者の大統領アジェンデに対する「ゆさぶりキャンペーン」を展開し、1973年にアジェンデ政権を崩壊させることによって、西半球にマルクス主義政権の誕生を認めないというメッセージを発した。

1980年代に入っても共産主義封じ込め作戦は続けられ、レーガン政権はエルサルバドルにおける共産主義革命を阻止するために介入し、ニカラグアでは1979年のサンジニスタの勝利を米国の国家安全保障に対する脅威とみなし、反サンジニスタ勢力への支援を続けた。

ところが、ブッシュ政権は共産主義の崩壊、ソ連ブロックの瓦解のもとで反共路線を弱め、パナマ運河条約の実施、チリやブラジルにおける民政移行の支援など小規模で、 pragmati cな政策を実行した。

このように米国は基調として、戦略的関心、安全保障上の関心に基づいて強権的政策を展開したが、ケネディ政権の「進歩のための同盟」とカーター政権の人権外交は中南米における民主主義体制の確立と人権擁護の面で重要な影響を及ぼした。

1990年代に入り、米国はカナダとの間すでに形成していた米加自由貿易地域を拡大し、メキシコを加えて北米自由貿易地域(NAFTA)を形成することに成功し、チリ、アルゼンチン、コスタリカなどに対しても NAFTAへの加盟の道を開くとともに、中南米、カリブ海のすべての国をふくめた米州自由貿易地域(FTAA)形成のための準備を着々と進めつつある。

IV 米国の中南米に対する関心

第1の関心は地理的に近いことに基づく安全保障上の関心である。これは西半球に敵対国の勢力基盤が確立されることを阻止するという考え方であり、19世紀初頭以降の米国の政策の重点項目とされてきた。そこには、かりに中南米諸国が提携したとしても、域外からの支援がなければ、米国の安全保障を脅かすにはいたらないという前提があった。カリブ諸国は地理的に近いために、そこで米国にとっての脅威が生まれることに対して米国は非寛容にならざるを得

米国の中南米政策と西半球共同体論（丸谷）

なかった。そしてキューバ、グレナダ、ドミニカなどに対する米国の強硬な姿勢はそれを示している。

第2は政治的関心であり、その1つは米国の世界戦略に対する中南米の支援を確保したいという関心である。したがって「ソ連の脅威」という米国の主張に同意する安定的政権を選好することになり、ある国が民主主義体制か権威主義体制かを判定する際にも国によって pragmati cな視点がとられた。

米国は中南米地域における不安定はいかなる種類のものであっても「悪」であるとみなし、それをなくすことが基本的関心であるという立場を貫いてきたが、その不安定をもたらした原因についての理解はしばしば不十分であった。「安定」は安全保障、信頼しうる経済関係、予測しうる外交にとって望ましく、必要不可欠なものであるとみなされた。

もう1つの政治的関心は米国と中南米の関係が米国に対する世界の評価に及ぼす影響に対する関心であり、米国は友好国との約束を守り、友好国を支援する国であるという中南米諸国の評判を確保したいという願望ともいえる。したがって、中南米で起こる出来事は中南米における米国の立場を脅かすのみならず、世界政治における米国の信頼性をも脅かすことになる。1982年のフォークランド戦争に際して英国を支持したことによって失った中南米諸国の評価を回復するために、その後のメキシコ金融危機に際して米国政府が示した敏速な対応はこのことを象徴的に示している。

第3は経済的関心であり、1つは石油、ボーキサイト、銅などの戦略的に重要な資源の確保に対する関心である。もう1つは米国の民間投資と貿易の規模が他の地域よりも大きいために、それらに対する保護が重要な関心となった。

第4はブラジルやメキシコのような中南米の大国の潜在的影響力からみて、これらの国を敵に回したくないという関心である。南米の大西洋岸に位置するブラジル、アルゼンチン、ベネズエラが歴史的な経緯などもあって欧洲諸国に親近感をもっていることは米国にとって大きな懸念事項である。

第5は人道主義的価値観を共有したいという関心である。

以上のような主要な関心に基づき、米国は中南米に対する最も重要な「目標」

米国の中南米政策と西半球共同体論（丸谷）

として、(1)植民地や他国に従属する国をつくらせないこと、(2)米国に対する軍事基地として利用させないことを揚げた。そして具体的な「目的」として、(1)ソ連が潜水艦や基地から対米攻撃を行う可能性を封じること、(2)敵国の軍事基地の建設を阻止すること、(3)戦略的資源に対するアクセスを確保すること、(4)パナマ運河への影響力を維持すること、(5)革命勢力やゲリラの活動を封じ込めること、(6)米国の投資、貿易の拡大を促進することをあげた。さらに、そのための「手段」として、(1)友好国政府およびその軍事勢力との関係の緊密化、(2)安定を促進するための軍事援助、経済援助の活用、(3)外国からの攻撃に脅かされている国に対する軍事訓練と物資の提供、(4)米国の民間投資の国有化に対する抵抗、(5)域外からの脅威について教育、宣伝の提供、(6)民主主義政府の育成を揚げて行動してきた。

中南米はその歴史、国民性、政治体制、国の規模、資源賦存、米国に対する国民感情、利害関係がまちまちで、複雑にからんでいる30数カ国からなる地域であり、米国にとって扱いやすい地域ではなかった。

また、米国は第2次大戦後はとくに世界的次元で多くの問題に対処する必要に迫られたため、中南米よりも高い優先順位を持つ国や地域が現われ、時として中南米を軽視するかのような印象を与えることも多かったが、一方ではそのような中南米の政治的、経済的、戦略的重要性を印象づける事態が定期的に発生し、中南米地域で機能しているさまざまな関係や力学を無視しえないことを再確認させてきた。中南米における出来事は今や米国の安全保障と国際的評価に影響を及ぼすのみならず、ピスピニック・アメリカンとよばれる中南米系国民の増加などを反映して、国内政治にも大きな影響を及ぼすにいたっており、西半球共同体論に対する関心が高まっている。

第2節 西半球共同体論の系譜

西半球諸国には欧洲の「旧世界」とは異なる国を建設すべきであるという考えが存在し、欧洲の植民地主義や政治のパターンを拒否する姿勢が存在した。

米国の中南米政策と西半球共同体論（丸谷）

「新世界」というコンセプトは北米と中南米を包括するもので、植民地時代初期に生まれたものであったが、その後欧州とは異なる政治体制、社会体制が形成されるにつれて、独自の民主主義体制が確立されるべきであるという意識が強まった。とくに米国では(1)欧州の君主制、(2)宗教的迫害、(3)政治的抑圧、(4)経済的収奪を拒否すべきであるという意識が強まり、それが独立運動の原動力となった。

1820年代の中南米諸国の独立と米国の独立には共通する要素が多く、シモン・ボリーバルは中南米のジョージ・ワシントンとよばれた。(1)キリスト教、(2)西欧の文化と言語、(3)代議制政治制度の追求、(4)地理的な親近感などが背景となって、両者の間には共通の遺産、共通の価値感、共通の運命という発想が底流として育くまれてきており⁽¹⁾、米国の中南米政策はこのような底流の上に形成された。

I モンロー主義の意義

大英帝国からの独立を達成した米国にとって、欧州列強の干渉は安全保障と経済にとっての脅威となつたため、欧州諸国のプレゼンスを排除することが課題となり、1803年の「ルイジアナ買収」によってミシシッピ河以西からフランス人を排斥し、1815年の「ヘントの平和」によって英國の領土的野心を封じ込め、1819年にはフロリダ州からスペイン人を追放し、1840年まで歐州植民地の縮小戦略を続け、1846年にはオレゴン州から英國人を排除した。

このような戦略の理論的根拠となったのは1823年に発表された「モンロー主義」であり、それは「新世界」の未来から欧州を排除するという政策を明示した最初の宣言であったが⁽²⁾、南北アメリカ大陸の運命は不可欠であること、歐州の植民地主義は米国安全保障にとっての脅威であることを意味し、「西半球共同体論」のシンボルとなり、やがて米国の中南米政策の基軸となった。1990年代のNAFTAの成立や米州自由貿易圏をめぐる議論の中でも、モンロー主義は脈々と生き続けており、その本質を理解しておくことが重要である。

1802年から1822年にかけて中南米諸国があいついで独立を達成するにつれ

て、米国では欧洲のスペイン以外の国、とくにフランスが旧スペイン領の植民地化に乗り出すことに対する不安が広まり、シモン・ボリーバルやサン・マルチンに対する思想的共感が高まるとともに、中南米が欧洲列強の勢力争いの舞台になるのではないかという懸念、さらには北米大陸太平洋沿岸へのロシアの領土的野心に対する脅威も強まっていった。

このような情勢のもとで、1823年12月2日にジェームス・モンロー大統領によって発表された「モンロー宣言」は中南米に対してではなく、欧洲諸国に対する宣言であり、4つの主張からなっていた⁽³⁾。

モンロー宣言は(1)反植民地主義、(2)領土の譲渡・移転への反対、(3)欧洲諸国の干渉への反対、米国の欧洲諸国への不干渉を宣言すると同時に、(4)欧洲諸国に対して、西半球への干渉について警告し、干渉ないしは植民地化の企てを「米国に対する敵対的姿勢の表明」とみなすことを明示したものであった。このように中南米の独立と米国の安全保障を関連づけたことは過去に例がなく、それ以後西半球で発生する事態に対する米国政府の対応に影響を及ぼすことになった。また20世紀に入ると、中南米諸国における左翼運動や共産主義運動に対する米国の姿勢にも影響を及ぼすことになった。

その後、イデオロギーの対立を背景に、「米州以外からの脅威」が高まった時にはつねにモンロー主義が発動されており、たとえば1954年のカラカスでの米州諸国会議では、「米州大陸以外の国の政治制度を西半球に持ち込もうとする、国際共産主義運動による米州諸国への政治制度の支配は米州諸国の主権と政治的独立に対する脅威とみなされる」⁽⁴⁾という決議が採択され、あらためてモンロー主義がアピールされた。

この決議は西半球と東半球を区別し、「自分たち」と「かれら」を区別するとともに、旧世界と新世界の政治制度に境界線を引いたものとされ、その後の「西半球共同体論」のシンボルとなった

モンロー主義は(1)米国と中南米の特殊な関係を強調し、(2)米国の「強い意志」を欧洲諸国に認めさせたものとみられがちであるが、真実は必ずしもそうではなかった。

米国の中南米政策と西半球共同体論（丸谷）

第1に、モンロー宣言の前年に英國は新世界に対する歐州諸国の干渉を阻止するために米英両国が共同宣言を行うことを提案したのに対して、米国のアダムス国務長官が英國に対する義務を負うことを懸念したために米国が単独で宣言したという経緯がある。

第2に、モンロー宣言の2カ月前に英・仏両国政府は「ポリニヤック・メモランダム」によってフランスの中南米への干渉の意図を否定しており、この知らせが中南米に届いた時、モンロー宣言の警告のインパクトが著しく弱まっている。

第3に、英國政府は中南米の独立に関与していたため、世界最強の海軍力によって西半球の再植民地化を阻止する責任があったうえ、自由貿易をめざしていたため、植民地主義の崩壊によって「新世界」へのアクセスが拡大されることを期待していたことが、モンロー主義との一致点を生み出した。

第4に、モンロー宣言があったにもかかわらず、歐州諸国の干渉が行われ、その数は19世紀だけでも16回を数えている。なかでも、1843年の英・仏海軍によるブエノスアイレス封鎖、ニカラグアのミスキート海岸での英國保護領の設定、1869年以降ベネズエラ、コロンビア、ハイチなどでのドイツ、イタリア、スペイン、フランスなどによる債務回収、経済問題解決のための干渉がめだっている⁽⁵⁾。

モンロー主義に対する最大の挑戦は米国が内戦状態にあった時期に行われたメキシコへの歐州諸国の干渉であった。1862年、英國、フランス、スペインはベラクルス港へ連合軍を派遣し、メキシコ政府に要求をつきつける事件が発生した。フランス軍はメキシコ軍の抵抗を受けながら、1864年にオーストリアのマクシミリアン皇帝を擁立したが、1865年米国がマクシミリアンの退位を要求してリオ・グランデへ出兵するとフランスは派兵を打ち切り、1867年にマクシミリアン皇帝は処刑されたが、フランス軍は3年間にわたってメキシコを占領したのである⁽⁶⁾。

パナマ運河の建設に関するも、米国政府は英國人が参加することを容認し、1850年の「クレイトン・バルワード条約」により、両国政府は運河建設で協力

し、運河に対して独占的支配を控えることで合意している。

要するに、モンロー主義は(1)「西半球共同体論」を確立し、(2)中南米諸国に対する後見人としての立場を明確化することによって保護者、保証人としての米国の役割を生み出すことになったが、この保護者は20世紀に入ると攻撃的な干渉者に変身することになった。

II パン・アメリカ主義の展開

1. ブレイン構想

西半球では「パン・アメリカ同盟」のようなものを結成するためのいくつかの試みが展開されたが、1889年の米国の選挙戦においてこの運動が争点となり、第1回パン・アメリカ会議が開催された。米国のブレイン国務長官は積極的通商政策の一環としてパン・アメリカ同盟を帝国主義諸国の経済支配に対抗するための手段として位置づけ、ワシントンへ17カ国を召集し、西半球貿易促進のための会議を開催し、「パン・アメリカ主義」構想が打ち出され、ワシントンに本部を置く「米州共和国国際機構」の設立が合意され、1910年の「パン・アメリカ同盟」(PAU)となって結実した。米国の国務長官がPAUの議長となり、米国の貿易振興のための活動が展開され、それに対する中南米諸国の抵抗があったものの⁽⁷⁾、PAUの活動を通じて米国人のなかに従来とは異なる、新たな「西半球」という概念が浸透することになり、中南米の人々のなかには同盟国同志だというムードが広まり、西半球諸国は共通の価値観を共有しており、米国のリーダーシップはそれに反するものではないという考え方を広めることになり、「われわれはすべて同じ家族の一員である」という、米国の干渉を合理化するのに好都合な考え方を広めていった。

2. ボルチモア号事件

1890年代の米国の国威の高揚や貿易政策は西半球における平等と協力という「たてまえ」に対する疑問を投げかけるようになったが、やがて南米チリにおいて決定的な事態が発生した。1891年、チリで反米、親英の政権が誕生した時、米国のハリソン大統領は不快感を表明するために戦艦ボルチモア号をバ

米国の中南米政策と西半球共同体論（丸谷）

ルパライソ港に派遣したが、酒場で米軍兵士2人が殺されるという事件が起こった。チリ政府が謝罪を拒否すると、ワシントンでは強硬論が高まり、米国政府は軍事行動をほのめかし、事態が緊迫化するなかで、1892年チリ政府が謝罪し、7万ドルの賠償金を支払うことで事態は決着され⁽⁸⁾、米国政府は勝利を主張したが、パン・アメリカ主義、西半球構想にとってマイナスに作用した。米国の行動が共同体の育成ではなく、勢力圏の確保に武力を行使したことが中南米諸国の反発を招くことになったためである。

3. 2つのアメリカの緊張関係

米州諸国を結集しようとした最初の功労者は1826年にコロンビアのパナマ県で第1回国際会議を開いたシモン・ボリーバルで、同会議は「パン・アメリカ主義は米国の努力であると同様に、中南米諸国の努力でもあった」ことについて合意したが、同会議に参加した国はコロンビア、メキシコ、ペルー、中米連邦（1842年に5カ国に分裂する以前）のみで、米国代表は出席しておらず、その後20年間米州諸国間の関係には(1)利害の対立、(2)優先順位の相違、(3)コミュニケーションのギャップがめだった。

ボリーバルはもともと旧スペイン領における統一と協力のみしか考えておらず、米国ではなしに、大英帝国との提携を考えていた。一方、1830年代のメキシコの努力は米国の帝国主義を封じ込めるために中南米諸国を組織することを狙っていた（当時メキシコはテキサス州、カリフォルニア州をめぐって米国と戦争状態にあった）。そして1847年12月、1848年3月にリマで開催された米州諸国会議に米国は欠席し、「2つのアメリカの結婚はハネムーンを楽しむことさえなしに、破局を迎えた」（アーサー・ウイッテカー）のであった⁽⁹⁾。

中南米諸国が米国との政治的、経済的協力の努力をしなかったのは、中南米諸国目標が米国を除外して欧洲諸国と直接結びつくことにあったことを反映していた。それにもかかわらず、米国政府はモンロー主義、パン・アメリカ主義が支持されているとみなし、米国が最も強大な国として指導力を發揮すべきであると考え、そのように行動したのであった。みずからの世界観を中南米諸国との世界観や西半球統一のための諸提案との整合性を無視して押しつけ続けた米

国の姿勢は20世紀に入ると2つのアメリカの間に強い緊張関係を生み出した。

4. 西半球統一のための基礎

2つのアメリカの間には特殊な関係があるという米国の考え方は両者が同様の政治文化をもち、大西洋によって欧洲から隔てられている事実に基づくものであり、そこから中南米諸国の政治制度と国益は米国をモデルにすべきであるという信念を生み出した。トマス・ジェファーソンは1808年に中南米諸国の独立戦争について、「われわれはかれらの利害とわれわれの利害が同一であるとみなしており、したがって西半球から欧洲諸国の影響を排除することを両者の共通の目的にしなければならない」⁽¹⁰⁾ という所信を表明した。

米国と中南米の関係を歴史的に検討してみると、「米国人は中南米諸国が米国の価値観や目標に従うことが当然である」とみなしてきたことは明らかである。両者の間に共通の利害があることはたしかであるが、19世紀以降の歴史をふりかえってみると、共通の利害がさまざまな問題についての両者の合意を生んでこなかったことは明らかであり、中南米諸国が米国から独立して独自の行動をとろうとした時には米国政府の反発を招くのがつねであり、キューバのソ連への接近、ニカラグアの非同盟運動への参加などは、米州諸国システムからの許されざる逸脱とみなされた。

それでは、「西半球共同体論」は米国の家族主義の一方的な押しつけを偽装するためのものにすぎなかつたのかといえば必ずしもそうとばかりはいえない面があり、米州大陸諸国を統一することについての中南米諸国の支持があったことも否定しない。たとえば、ボリーバルの1826年の国際会議のほかにも何人かの中南米の政治家が西半球統一についての政治的誘因をあげている。アルゼンチンのサルミエント外相はフランスのメキシコへの干渉やスペインのドミニカ共和国への侵攻について中南米諸国が懸念を表明した1860年代に米州大陸における政治的・軍事的同盟を支持し、米国について中南米の政治発展のモデルであり、密接な協力が不可欠であると主張した⁽¹¹⁾。また1952年に、メキシコのキンタニーヤ外相は「米州大陸の現実を直視するためには、最初に地図をみつめるべきである。北極から南極まで、太平洋から大西洋までわれわれは同

じ船に乗っており、一緒に生きるように運命づけられている」と述べている⁽¹²⁾。

Ⅲ 善隣友好政策

フランクリン・ルーズベルト大統領の善隣友好政策もまた「西半球共同体論」に訴えたものであり、「西半球の統一と米州大陸のすべての国の共通の利益の促進」という形で表明された地域固有の政策であった。

1933年に就任したルーズベルト大統領は30年間にわたる米国の干渉政策によって損われていた米国の中南米に対するイメージを回復するために、米国の中南米投資の保護を打ち切り、「大恐慌」に対処するために中南米との関係の改善に取り組んだ。

ルーズベルト政権は(1)干渉政策の放棄、(2)正当かつ客観的な承認政策への復帰、(3)西半球の連帯、協力、平和のための新しい「パン・アメリカ主義」の確立を打ち出し、それは米国の行動様式の劇的な転換とみられたが、レトリックの激しさに比して現実の政策が伴わなかつたために、善隣友好政策は西半球の統一についての幻想を生み出した。それは米国にとって過去の誤ちを告白し、その誤ちを記憶から消し去り、過去の歴史と米国の国力の拡大を中南米諸国に黙認させるための手段とみられ、米国はいまや中南米諸国と対等の立場で対応し、その主権を尊重すべきであるとされた。

ところが、米国はルーズベルト政権以前からすでに干渉主義政策を修正し始めており、フーバー政権は1933年1月に米軍のニカラグアからの撤退を決定し、ハイチからの米軍撤退を決定していたにもかかわらず、それらの政策を実行し、変化を演出したのはルーズベルト政権であり、同政権は海兵隊のハイチ撤退を加速し、プラット修正を失効させる新条約についてキューバとの間で交渉を進めたのであった（プラット修正はキューバの安全保障のためにキューバに干渉する権利を米国に与えたため、キューバ人はこれを侮辱と感じていた）。しかしながら、米国はグアンタナモの海軍基地に対する権利を保持した。

1. 内政不干渉の誓約

ルーズベルト政権は新時代の協調的姿勢を公式に表明するために1933年12

米国の中南米政策と西半球共同体論（丸谷）

月のモンテビデオでの米州諸国会議で内政不干渉の誓約に調印した。中南米諸国にとっては、隣人か否かの目安は内政干渉をするかしないかにあったため、「いかなる国も他国の内政問題に干渉する権利はない」⁽¹³⁾という条項に対して米国が調印したことは大きな成果とみられたが、この時ハル国務長官は米国が国際法に則って干渉する権利を留保し続けるという但し書きをつけており、米国が留保なしに不干渉の誓約に調印したのは1936年のブエノスアイレス会議においてであり、この誓約は「西半球共同体論」のレトリックは伴わなかったが、第2次大戦まで続く西半球の協力関係を生み出すのに貢献した⁽¹⁴⁾。善隣友好政策のインパクトは共通の世界観を分かち合う、対等の立場の者同志の隣人のよしみという神話を存続させたことであり、それは歓迎すべき変化であったが、過去における軍事的、経済的干渉の記録を消し去ることはできなかった。

2. キューバに対する干渉

中南米諸国と米国の関係は一般的には改善されたが、巨大な国力と経済的利害をもつ米国が近隣の小国の国内政治に干渉するという慣習は持続され、「プラット修正」の無効化に象徴される新政策のもとでも米国政府はキューバの国内政治に干渉し、ルーズベルト大統領がハバナへ派遣したウエルズ特派公使は人気のない独裁者マチャドの8年間の支配を終わらせるために活動し、ハル国務長官はその干渉を「友好的アドバイス」と呼んだ⁽¹⁵⁾。

しかし、キューバの民主主義は実現されず、ウエルズ特派公使はエレラ副大統領を支援したが軍の支持が得られなかつたため、もう1人の候補者のセスペデス元外相を選んだが、政治的混乱のなかで暴動、ストライキが発生し、米国は「もっぱら米国市民の生命などを保護するために」戦艦2隻をハバナ港に派遣し、秩序の回復に寄与するかにみえたが、セスペデス政権は1カ月続かず、1933年9月5日に崩壊し、バチスタ軍曹の反乱が起こった。米国は再び戦艦30隻をハバナ沖に派遣し、バチスタが支配を確立するまでの5カ月間停泊したが、軍隊は上陸しなかった⁽¹⁶⁾。

新大統領サン・マルチンは革命的変革を行う意図をもっていたが、米国政府に受け入れられなかつたために、1934年1月までしか続かず、米国の「許可」

米国の中南米政策と西半球共同体論（丸谷）

を得たバチスタがメンディエタを擁立した⁽¹⁷⁾。1936年1月に選挙が行われたが、1年も経たないうちにバチスタが米国の支援を受けて政権を奪取し、6年間キューバを支配した。1940年に正式に大統領に選ばれたバチスタは国民の人気を博し、多くの改革計画を策定し、共産党とも協力した。1940年の憲法はリベラルな内容で、社会民主主義を指向したもので、バチスタは大統領の連続再選条項をふくめて、憲法を遵守した。

1944年の選挙でバチスタの宿敵サン・マルチンが大統領に選ばれたが、選挙によって選ばれた一連の保守派の大統領が1933年革命の理想を実現する意志も能力もないことが明らかになるにつれて、改革は停滞し、汚職が広まった。バチスタは1952年の大統領選挙の候補としてふたたび脚光を浴びたが、選挙が行われる前にクーデターを起こし、政府を倒した。選挙をめぐる情勢が国民に失望を与えていたため、クーデターは一般に受け入れられた。

改革主義者として人気のあったバチスタであったが、国内の政治的、経済的、階級的対立が伝統的手法で処理しえないことが明らかになるにつれて、独裁的傾向を強め、軍部に依存するようになり、1953年7月26日のカストロによるクーデターは失敗に終ったが、バチスタ政権の問題点を浮かび上らせた。

このように米国の介入は、その意図とはうらはらに、安定した民主主義を生み出すことはできず、真の革命を目指すキューバ人を団結させることになった。

IV リオ条約と米州機構

第2次大戦中の西半球諸国の団結は戦後まで持続し、共産主義に対する脅威という新たな要因が加わり、米国と中南米諸国との間の軍事同盟と地域政治機構が生み出され、それらは「西半球共同体論」に寄与した。

1. 米州諸国相互援助条約

リオ条約とよばれる米州諸国相互援助条約は1947年9月2日にリオデジャネイロ会議で調印されたが⁽¹⁸⁾、それに先立つ1945年のメキシコシティ会議でその構想については合意されながら、米国とアルゼンチンのペロン大統領の対

米国の中南米政策と西半球共同体論（丸谷）

立のために先送りされていたものであった。ペロンは米州諸国の協力に賛成していなかったが、地域グループから孤立することを嫌い、米国政府はペロンの指導力に不安を抱きつつもアルゼンチンを含めることの重要性を考慮した結果、最終合意が達成された。

リオ条約の締結はNATO(北大西洋条約)よりも2年前であり、米国が第2次大戦後に参加した最初の集団安全保障条約であったが、コミットメントのあいまいさによりNATOのような関心や論議を生み出さなかつたとはいえ、共産主義の脅威に対する対抗手段をとるために米国によってしばしば利用された。

リオ条約は協力と平等を特徴とし、米州の一国に対する攻撃は米州諸国全体に対する攻撃とみなし、そのような攻撃に対処するために各国は相互に援助し合うと宣言しているが、集団的援助の性質については規定されておらず、対応措置についても自動的に行なわれるのではなく、外相会議によって決定されると定められており、武力攻撃以外の平和・安全保障に対する攻撃や脅威についても外相会議の決定にゆだねられ、その決定は3分の2の多数決によるものとされている。

義務についての規定があいまいであったとはいえ、米国と中南米の間の対立の歴史からみて、リオ条約が締結されたことは注目に値する出来事であった。リオ条約は国連憲章に合致し、集団安全保障の合意は人気を博し、米国の反共勢力結集政策、自由世界のリーダーのイメージを求める米国の意図にも合致した。

2. 米州機構

「パン・アメリカ同盟」を条約に基づく機構に格上げしようとする試みは1928年のハバナでの米州諸国会議で進められたが、西半球に対する米国の干渉が行われたために、成果を生むにいたらなかった。しかし、1948年には第2次大戦中の協力、善隣友好政策の内政不干渉の実績、国連の活動、リオ条約の成立などが背景となって条約に基づく地域機構設立のコンセンサスが生み出された。

「米州機構憲章」は1948年4月のボゴタ会議で調印され、原加盟国は21カ

米国の中南米政策と西半球共同体論（丸谷）

国で、その後31カ国に増えた⁽¹⁹⁾。同憲章は過去60年間に形成されたルールや手続きを公式なものにするとともに(1)紛争を平和的手段によって解決する義務、(2)外部からの攻撃を受けた場合の相互援助、(3)米州諸国の連帯にとっての代議制民主主義の重要性、(4)経済協力の必要、(5)人種、国籍、信条または性別にかかわりなく、個人の基本的人権の尊重についての基本原則を含んだ。

同憲章の第15条と第16条は中南米諸国にとって特に重要であった。第15条は「いかなる国、いかなる国の集団といえども、理由のいかんにかかわりなく、他国の内政、外交問題に直接、間接に干渉する権利をもたない」とし、第16条は「いかなる国も他国の主権の意志に影響力を及ぼすために、経済的または政治的性質の強制的手段を行使、または助長することはできない」と規定し、内政不干渉が微妙な影響力をもつ手段にも該当することを明記している。

これらの原則が尊重されたことにより政治的共同体の基礎が生み出され、それは「西半球共同体論」を実現するための数十年間の努力の成果とみられた。中南米諸国にとっては、米国が1933年のモンテビデオ宣言、1936年のブエノスアイレス宣言のような一方的な宣言ではなく、上院の3分の2の承認を必要とする条約に内政不干渉の原則を含めたという意味で重要であった。米国にとっては、リーダーシップをとる機会を失わずに、西半球を統一するためのメカニズムを確立したという意味で大きな成果とみられ、米国の世界観を提示するためのフォーラム、中南米に影響を及ぼしうる装置をもつことになった。

OAS憲章は「西半球共同体論」を実現するための法的、組織的基礎を定めたが、現実の機能は創設者が期待した通りにはならず、加盟国はそれぞれの国益を実現するためにOASを利用することになった。米国はその政策に多国間主義のイメージを与えるためにOASを利用し、中南米諸国は米国に対する反対を統一する手段としてOASを利用し、アルゼンチンは1982年のフォークランド戦争に際して、自国を支援するオピニオンを結集するためにOASを利用した。国連などの国際機関と同様に、OASの役割もまた政治的なものであり、その影響力は加盟国が何を達成しようとしているかに依存し、西半球における政治的求心力は伝統的に米国に傾いてきたので、OASの有効性もまた米国政

府がどこまで譲歩するかに依存してきたといえる。

OASは加盟国の間の紛争解決のメカニズムを有しており、米国は多くの争点に直接関与した。1954年、グアテマラはホンジュラスとニカラグアへの侵攻について非難され、米国政府に支援された活動などにより、グアテマラ政府は崩壊した。1962年、米国はキューバのOAS加盟を中断させるため行動し、ミサイル危機に際してはキューバ封鎖についてOASの支持をとりつけた。アルゼンチンとベネズエラはOASが承認した最初の合同軍事演習においてパトロール艇を派遣して米国を支援した。1964年、運河地帯に駐留した米軍によるパナマ人デモ隊への発砲事件に際して、OASは米国とパナマの紛争を調停した。

米州防衛軍の最初の出動は1965年に米国がOASの支持を受けて行ったドミニカ共和国への軍事介入であった。1979年のニカラグア問題、1988年、1989年のパナマ問題に際しても米国は集団軍事行動をとるためにOASを説得したが失敗し、1983年のグレナダ侵攻に際して米国を支持した合同軍はOASではなく、東カリブ諸国機構によって派遣されたものであった。

V 進歩のための同盟

米国の胸元とみられるカリブ海のキューバでカストロによる革命政権が成立した後、ケネディ大統領は1961年に「進歩のための同盟」(ALPRO)として知られる援助政策を発表したが、その理論的根拠となったのは価値観の共有というコンセプトであり、西半球における経済発展と民主主義の促進をめざすことを強調して次のように宣言した。「われわれはアメリカ文明という価値観を助長する決意によって結びつけられた安定的で、古い友人であり、それゆえに新世界は単なる地理的偶然ではないのです。アメリカ大陸はニューフロンティアの追求という共通の歴史によって結びつけられており、われわれの国は植民地からの独立という共通の戦いの成果であり、われわれは人類の尊厳と自由の追求という共通の遺産を分かち合っているのです」⁽²⁰⁾。

ALPROは中南米に政治的安定と議会制民主主義を定着させるために米州諸

米国の中南米政策と西半球共同体論（丸谷）

国が10年間に200億ドルの協力をすることにより、(1)腐敗した政治制度の改革、(2)憲法に基づく文民政権への復帰、(3)民衆の政治的解放、(4)工業化のためのインフラストラクチャー改善のための資金の供給、(5)民間投資プロジェクトへの協力による経済改革、(6)不公平な税制の改革、(7)土地所有制度の改革、(8)学校・保健施設の充実などをめざす豊かなビジョンを示した計画であった。

ALPROは従来の米国の二国間援助の問題点を改善し、OASの下に西半球の政治・経済専門家による委員会を設け、援助要請の検討を行うとともに、政治・経済の改革のための努力を評価し、援助実施の判断の材料とすることになった。これは援助の新しいアプローチであり、米国の役割を縮小し、反共と安全保障よりも改革のための援助という路線を打ち出したことにより、西半球におけるケネディの評価は劇的に改善された。

ALPROは経済的、政治的不公平が共産主義拡張の原因であるとし、キューバがその実例であるとみなし、米国がキューバにおける貧困や抑圧を容認したこと、バチスタのような独裁者を支持したことがカストロ革命を生んだとみなし、必要なのは革命ではなく、発展であるとケネディは主張した。

ケネディがカストロ勢力を封じ込めるために軍事援助を動員したことはあまり知られていないが、1960年代の米国は経済援助と軍事援助という「アメとムチ」をミックスして利用しており、とくに中南米ではその傾向が強かった。ケネディはゲリラ戦の脅威を重視し、東南アジアでは「グリーンベレー」が活躍し、中南米では現地軍の対ゲリラ戦の訓練を強化したが、このような軍事援助の拡大はALPRO以上に革命の阻止に寄与した⁽²¹⁾。

米国はキューバ革命が中南米の他の国々に「飛び火」する事態を恐れたが、キューバとその他の国の政治情勢にはかなりの相違があった。ボリビアでのチエ・ゲバラの失敗は現地農民の政治意識の欠如が原因であり、ブラジル北東部やペルーでは革命前夜のような諸条件があったにもかかわらず、革命は起こらなかった。キューバ革命を成功させる決定的要因となった軍部の腐敗という要因が1960年代の中南米では作用しなかったからである。

VI レーガン政権の中南米政策

1. カリブ開発構想

1960年代に効力を失ったかにみられた「西半球共同体論」は1982年にレーガン大統領が「カリブ開発構想」(CBI)を発表し、共通の目標、共通の夢、共通の価値観を強調したときに不死鳥のようによみがえった。

「われわれは共通の運命を分かち合っており、われわれ米州大陸の諸国民は地理的接近以上のものを共有している。われわれは400年以上にわたって新世界を開拓する夢と危険を分かち合ってきた。植民地時代から今日までわれわれが共通して追放してきたのは自由である。われわれの祖先の多くはより良い生活を求めてこの西半球へやって來たのであり、神と機会を求めてやって來たのである」⁽²²⁾と述べたレーガン大統領はさらに「西半球の諸国民は1つであり」、「われわれは地理的に兄弟であるのみならず、歴史的にも兄弟である」と述べて西半球の連帯を訴え、CBIの意義を強調したが、レーガンの政策はキューバとソ連の影響によってカリブ海の危機が高まったことに対する対応にすぎなかった。したがって、CBIは米国の貿易と民間投資の拡大を通じてカリブ諸国の経済開発を促進することによって危機を乗り切るための計画であり、OASなどの地域機構とは無関係に米国政府が作成したものであった。そして、そのような意図をカムフラージュするためにまたもや「西半球共同体論」がもち出され、さまざまな美辞麗句をちりばめることによって米国の慈善家としてのイメージを印象づけようとしたものであったが、フォークランド戦争に対するレーガンの対応は米国の「ホンネとタテマエ」の矛盾を露呈させることになった⁽²³⁾。

2. フォークランド戦争

アルゼンチンは中南米諸国の中で最も民族意識、独立意識が強い国であり、第2次大戦に際しても連合国側の一員として枢軸国側に宣戦布告することに最後まで反対した国であるが、その国が1982年5月にフォークランド諸島の領有権をめぐって英国との間でフォークランド戦争に陥った時に、地域の連帯に訴えたのは「歴史のアイロニー」であった。そして、米国政府が国連安全保障

米国の中南米政策と西半球共同体論（丸谷）

理事会においてアルゼンチンではなく英國を支持したことは米国政府がことあるごとに主張してきた「西半球共同体論」に対する裏切りであるとみなされ、「西半球共同体論」がまやかしであったことを明らかにした。米州諸国間の問題が米国とその他の国との間にこれほど大きなフラストレーションを生み出したことはなかった。

フォークランド諸島を植民地として領有しようとした英國の行動をモンロー主義の侵犯であると決めつけたアルゼンチンの主張は「西半球共同体論」のシンボルとしての影響力を浮き彫りにし、中南米諸国がそのシンボルに賛成し、呼応したのに対して、米国がアルゼンチンを「見殺し」にしたことは中南米諸国の米国に対する信頼を失墜せしめることになったのである。OASにおける投票では、アルゼンチン支持は17対0で可決され（米国、チリ、コロンビア、トリニダード・トバゴの4カ国は棄権した）、「西半球共同体論」は、フォークランド戦争という20世紀最後の海戦に際して、皮肉にも「言い出しっぺ」の米国によって無視され、中南米諸国を団結させることになったのである。

VII おわりに

第1に、米国によって一方的に主張されることが多かった「西半球共同体論」を冷静に検討してみると、地理的接近以外に根拠がないことが明らかであり、その地理的接近についても、ブエノスアイレスがワシントンよりもモスクワに近いことからみて、絶対的根拠としての説得力は弱いといわざるえない。第2に、中南米諸国が受け継いだスペイン、ポルトガルの政治文化は米国が受け継いだアングロサクソンの政治文化（共和国主義）とは異なっている⁽²⁴⁾。第3に、植民地主義の結果として、中南米にみられる人種的、文化的、階級的断絶は米国とは異なっている。第4に、国の規模、資源、国力の差は共同体の基盤を見出し難いものにしている。第5に、中南米の権威主義的政府の歴史、軍の政治介入、貧富の格差は米国の誤解を生んでいる。

それにもかかわらず、(1)中南米諸国が西欧指向をもっていることは重要であり、(2)中南米諸国の経験はアジアやアフリカの発展途上国の経験とは異なって

米国の中南米政策と西半球共同体論（丸谷）

おり、(3)中南米の政治思想・価値観、宗教、政治・経済モデルは西欧の伝統を反映しており、それらが中南米を西欧諸国、米国と結びついているのであって、西欧の価値観や伝統への忠誠を米国への忠誠と混同すべきではない。

米国と中南米諸国との間には長期のフラストレーションを伴う対立があったにもかかわらず、米州地域には米国の価値観や政策に対する共感が存在するのも事実であり、多くの国によって米国は民族主義と経済的繁栄の理想像とみられてきたし、米国は自由世界のリーダーとして中南米諸国の人々の反共主義と一致する政策を展開してきた。米国政府との提携によって利益を得てきた政治・経済・軍事エリートの間に「価値観の共有」がとくに強いのは事実であるが、それはエリート以外の人々が米国の理想を否定していること、米国を西半球のピラニアとみなしていることを意味しない。

しかしながら、このような信頼感は「西半球共同体論」の有効性を過大評価する危険があり、単一の西半球、同質的な中南米というコンセプトは米国と中南米諸国の不一致のみならず、中南米諸国との間の歴史的、政治的、経済的、文化的、人種的相違を見落すことになる。アルゼンチンとチリは他国よりも独立意識が強いが、それは欧州の遺産と文化の影響によるものである。また、アルゼンチン人のドイツ、イタリアに対する人種的アイデンティティは第2次大戦期に枢軸国への宣戦を遅らせた理由であった。

グアテマラの長期的停滞は(1)国土の多くが山地によって占められていること、(2)スペイン指向の少数のエリートに支配された先住民インディオ社会の存在によるものである。ブラジルは世界政治の主役の地位をめざしており、メキシコ、ベネズエラは主要産油国となっているが、ボリビアは貧困、経済的混乱、政治不安にあえいでいる。フランス語を国語とする黒人国ハイチはラテンアメリカに含まれてきたが、ジャマイカ、トリニダード・トバゴなどの英語圏はラテンアメリカには含まれてこなかった。グレナダ、バルバドス、ドミニカ、セントキツ・ネイビスなどの島国は地理的には西半球に位置しているが、歴史的、文化的、人種的には西半球の一部とはみなされておらず、ジャマイカ、バルバドス、トリニダード・トバゴという英語圏のみがOASに加盟している。

米国の中南米政策と西半球共同体論（丸谷）

エルサルバドル、ニカラグア、グレナダにおける政治過程や革命を考える際には、これらの相違に留意しなければならない。

フォークランド戦争によって明らかになったように、外交政策もまた国によつて異なり、アルゼンチンとチリは互いに軍備拡張競争を続け、ペルーはチリの軍備に注目し、ブラジルはアルゼンチンの軍備に神経をとがらせている。ホンジュラスとエルサルバドルは1969年の「サッカー戦争」に象徴されるような長い対立の歴史をもつてゐる。また、西半球には革命政権の国との関係をめぐる対立があり、1960年代以降メキシコはキューバとの関係を維持したが、中南米のその他の国は米国のカストロ政権孤立化政策に同調した。

要するに、西半球諸国の中には独自の、共通の使命などを強調する「西半球共同体論」が重要なシンボルとなってきたにもかかわらず、上記のような中南米諸国の多様性、国力や富の不公平、外交政策をめぐる対立によってその理念の実現が阻止されてきた。それにもかかわらず、そのシンボルは米国において西半球の統一についての幻想を生み出し、米国の干渉のためのまやかしを正当化する口実として利用されてきた。しかし、そのような根拠のない理念が180年近くにわたって米国の中南米政策を有利に展開させる大きな要因になってきたことを見落してはならない。

[注]

- (1) このような考え方 Arthur P. Whitaker, *The Western Hemisphere Idea: Its Rise and Decline*, Ithaca, NY, Cornell University Press, 1954 などに典型的にみられる。
- (2) Norman Graebner, ed., *Manifest Destiny*, Indianapolis: Bobbs-Merrill, 1968; Richard W. Van Alstyne, *The Rising American Empire*, New York, Oxford University Press, 1960.
- (3) James D. Richardson, ed., *Compilation of the Messages and Papers of the Presidents*, 1787-1897, Washington, Government Printing Office, 1897, p. 776-789.
- (4) U.S. Department of State, *Tenth Inter-American Conference*, Caracas,

米国の中南米政策と西半球共同体論（丸谷）

- Venezuela, March 1–28, 1954, Publication 5692, Washington, 1955, p. 8.
- (5) Harold E. Davis, John J. Finan and Taylor F. Peck, *Latin American Diplomatic History*, Baton Rouge, Louisiana State University Press, 1977.
- (6) M.C. Meyer and W. L. Sherman, *The Course of Mexican History*, New York, Oxford University Press, 1979.
- (7) Godon Connell-Smith, *The Inter-American System*, New York, Oxford University Press, 1966, p. 54.
- (8) Thomas G. Patterson et al., *American Foreign Policy: A History*, Lexington, MA: D.C. Heath, 1977, p. 183-184.
- (9) Whitaker, *The Western Hemisphere Idea*, p. 41.
- (10) Arthur P. Whitaker, *The United States and the Independence of Latin America*, Baltimore, Johns Hopkins University Press, 1941, p.43.
- (11) Allison W. Bunkley, ed., *A Sarmiento Anthology*, Princeton, NJ, Princeton University Press, 1941.
- (12) Whitaker, *The Western Hemisphere Idea*, p. 4.
- (13) U.S. Department of State, *Report of the Delegates of the United States to the Seventh International Conference of American States*, Conference Series 19, Washington, 1934.
- (14) Bryce Wood, *The Making of the Good Neighbor Policy*, New York, Columbia University Press, 1961.
- (15) U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States*, 1933, Vol. 5, Washington, Government Printing Office, 1952, p. 358-359.
- (16) Wood, *The Making of the Good Neighbor Policy*, p. 77-78.
- (17) Graham Stuart, *Latin America and the United States*, New York, Appleton-Century-Crofts, 1955, p. 244.
- (18) J. Lloyd Mecham, *The United States and Inter-American Security, 1889-1960*, Austin, University of Texas Press, 1961.
- (19) "Report on the Ninth International Conference of American States", *Annals of the OAS*, Vol. 1, Washington, 1949, p. 76-86.
- (20) Agency for International Development, *President Kennedy Speaks on the Alliance for Progress*, Washington, p. 3-4.
- (21) Agency for International Development, *U.S. Overseas Loans and Grants*, July 1, 1945-June 30, 1975, Washington, 1976, p. 33.
- (22) *New York Times*, February 25, 1982, p. 8.
- (23) Edward J. Williams, *The Political Themes of Inter-American Relations*, Belmont, CA, Duxbury Press, 1971, p. 15-21.

米国の中南米政策と西半球共同体論（丸谷）

- (24) Howard J. Wiarda, "Toward a Framework for the Study of Political Change in the Iberic-Latin Tradition: The Corporative Model", *World Politics*, No. 25, January 1973, p. 206-235.